

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字上名栗字山下一五七 六番一〇地先から同市大字上名栗 字山下一五七六番一地先まで		区 間
一三・六九〇 三八・六一	七・五〇〇 一三・八三	敷地の幅員 (メートル)
八〇・五四		延 長 (メートル)
道路改良事業による		備 考